

## 平成 26 年度東京医療保健大学動物実験に関する自己点検・評価報告書

### 東京医療保健大学動物実験委員会

東京医療保健大学においては、動物実験に当たっては「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号、以下「動物愛護法」という。 )」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成 18 年 4 月 28 日環境省告示第 88 号、以下「飼養保管基準」という。 )」及び文部科学省が策定した各研究機関における適正な動物実験等のあり方についての基本的考え方である「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年 6 月 1 日文部科学省告示第 71 号、以下「基本指針」という。 )」を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成 18 年 6 月 1 日日本学術会議、以下「ガイドライン」という。 )」を参考に、より具体的な実施方法を定めた「東京医療保健大学動物実験委員会規程」(25.12.4 制定・施行)に基づき、平成 26 年度に実施した動物実験に関して次のとおり点検・評価を行いました。

本学においては、今後も動物実験に当たっては関係法令等に基づき適正に実施することとし、動物実験実施体制の万全を期してまいります。

1. 平成 26 年度においては、次の 2 件の動物実験が行われました。
  - (1) 医療保健学部医療栄養学科 2 年前期必修科目「解剖生理学実験Ⅱ」において、同学科小西敏郎教授によるラットを使用した動物実験(26.5.29～26.6.4)。
  - (2) 医療保健学部医療栄養学科 3 年後期必修科目「栄養生理学実験」において、同学科大館順子准教授によるラットを使用した動物実験(26.10.7～26.10.24)。
2. 前項の各動物実験の開始に当たっては、動物実験委員会においては、いずれも「動物実験計画承認申請書」に基づき審査を行い審議の結果、適合と判断しました。動物実験実施後は、「動物実験に関する自己点検表」「実験動物飼養管理報告書」及び「動物実験実施状況報告書」により検証を行った結果いずれも「基本指針」及び「東京医療保健大学動物実験委員会規程」に基づき適切に行われたと評価いたしました。

なお、「東京医療保健大学動物実験委員会規程」第 32 条においては「動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管の状況、自己点検・評価、検証の結果、実験動物の飼養及び保管状況等の公開を年に 1 回行う。」と定めていること

から、社会への説明責任を果たすため「東京医療保健大学動物実験に関する自己点検・評価報告書」、動物実験責任者及び管理者から提出された「動物実験に関する自己点検表」「実験動物飼養管理報告書」及び「動物実験実施状況報告書」を本学ホームページに公開しております。

### 3. 動物実験講習会の実施について。

平成 26 年度においては、基本指針第 6 条第 1 項及び本学動物実験委員会規程第 30 条に基づき、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の修得等を目的とした「動物実験講習会」を次のとおり実施いたしました。

本学では今後も毎年度講習会を実施いたします。

- ・日 時 平成 26 年 10 月 1 日（水）10：00～11：00
- ・場 所 世田谷キャンパス M102 教室
- ・講 師 東京大学医科学研究所助教 佐藤宏樹先生
- ・受講者 平成 26 年度東京医療保健大学で動物実験を行う実験責任者、  
実験動物飼育者及び教職員 計 20 名

### 4. また、平成 26 年度においては文部科学省からの通知に基づき地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画等必要な事項を定めた「東京医療保健大学動物実験における緊急時災害対策マニュアル」（26.10.29 学長決定）を制定し、教職員に周知徹底を図るとともに本学ホームページに公表いたしました。